

第5回 公民館のあり方検討委員会

日時：令和5年11月10日（金）14時～16時

場所：佐賀商エビル7階共用大会議室

佐賀市地域振興部公民館支援課

次 第

1 開会

2 議事

(1) これまでの協議の振り返り

(2) 今後の公民館のあり方について

3 閉会

次回会議： 令和6年1月23日（火）14時00分～佐賀商工ビル

佐賀市公民館のあり方検討委員会 委員名簿

	所属等	役職	氏名
1	佐賀市自治会協議会	佐賀市自治会協議会会長	小城原 直
2	佐賀市自治会協議会	佐賀市自治会協議会副会長	福田 忠利
3	まちづくり協議会	巨勢まちづくり協議会会長	石井 孝嗣
4	佐賀市民生委員児童委員協議会	佐賀市民生委員・児童委員協議会副会長	木村 泰代
5	PTA 協議会	佐賀市 PTA 協議会副会長	中山 志穂
6	佐賀市子育てサークル連絡会	佐賀市子育てサークル連絡会相談役	吉村 純子
7	佐賀市小中学校校長会	佐賀市立赤松小学校校長	浅井 慎司
8	社会教育委員	佐賀市社会教育委員の会議委員長 西九州大学副学長	上野 景三
9	防災関係団体	佐賀県防災士会代表	溝上 良雄
10	障がい福祉団体	NPO 法人佐賀中部障がい者ふくし ネット理事長	福島 龍三郎
11	団体・企業向け研修実践者	株式会社アテント [®] 代表取締役	福成 有美
12	NPO	NPO 法人空家・空地活用 サポートSAGA副代表理事	内川 実佐子
13	地域連携事業実践者	くるめオンライン公民館館長 まちびと会社 visionAreal 共同代表	翁 昌史
14	地域連携事業実践者	株式会社佐賀銀行営業統括本部地域 支援部副部長	横尾 敏史
15	地域連携事業実践者	田島株式会社専務取締役	田島 みゆき
16	学識経験者	佐賀大学名誉教授	五十嵐 勉

検討委員会スケジュール（予定）

会議	日程	議題等
第1回	令和5年 6月 9日（金）	1 委員長及び副委員長の選任 2 公民館あり方検討委員会の概要 3 公民館を取り巻く状況について
第2回	7月31日（月）	全国的な動向、他市の状況、現地視察
第3回	8月25日（金）	今後の公民館のあり方についての検討（1回目） ・公民館の多様な活用について ・使用料、減免について
第4回	10月20日（金）	今後の公民館のあり方についての検討（2回目） ・社会教育事業の取組みについて ・職員体制等について
第5回	11月10日（金）	今後の公民館のあり方についての検討（3回目）
第6回	令和6年1月23日（火）	検討事項のまとめ（提言書の作成）

(1) これまでの協議の振り返り

○公民館の多様な活用について

- 地域コミュニティ活動は多様化し重要性が増しているが、拠点である公民館が社会教育法に縛られていると活動の展開が難しくなるため、全国的に公民館をコミュニティセンターなどにして、誰もが利用しやすい施設にするという流れがある。
- 収益事業を制限する縛りを取り払い、民間の活力を入れていかないと、若者を呼び込むのは難しい。地域の特性に合わせた事業ができる企業等が公民館を利用できるようになれば、もっと多様な活用ができるのではないか。
- 人づくりや地域づくりという目的から外れず、地域の活性化につながるのであれば、公民館に民間の活力を入れることは良いこと。
- 市として公民館の民間活用を推進するという大枠の方針を打ち出したうえで、細かな部分をわかりやすく示していく必要がある。公民館の運営について職員個人の判断や主管課に丸投げにならないよう、仕組みづくりが必要。
- 多様な活用を考えるにあたり、現在利用が少ない19歳～30歳代、現役世代のニーズ調査、エリア型でなくテーマ型の団体やコミュニティ組織の公民館活用に係る調査、若い世代との協働による新たな企画の立案が求められているのではないか。
- まちづくりの目的は、地域の人々のつながりづくりであり、公民館でのイベントや講座を通じて交流の場をつくるだけでなく、運営側は全体のコーディネーターとして参加者同士、地域とのマッチングを行うことが必要。
- 新しい利用者を掘り起こすために、どういう仕組みをつくっていくのかが、最大のポイント。

○使用料、減免について

- 公民館の使用料については、有料化して利用者から対価を取るべき。
- 使用料減免については、市民に関しては現行のままでいいと思うが、営利目的の利用の場合は、それなりの差別化をした利用料金を設定した方がいい。
- 市内か市外かで線引きしている現行通りでよいと思う。

○社会教育事業の取組み、公民館の位置づけについて

- 地域づくり、人づくり、地域課題解決、デジタル化、学校と地域の連携拠点として、平成23年8月の教育委員会方針「公民館が果たすべき役割・機能」や「公民館が果たす役割・機能を充実するための社会教育行政」を継続し強化していくべき。名称については、現状維持でいいのでは。
- 地域活動と地域福祉と社会教育が相まって、地域は活性化していく。社会教育施設というイメージの強い公民館から、新しい地域活動の拠点施設らしい名称に変えた方がよい。
- 公民館で地域住民の生活に役立つ講座や地域貢献できる行事の際に、企業名を出すことができず、先の支援へつながらない。制約が無くなればと思う。女性の起業家が活躍できるマルシェ、民間の異業種間交流会なども自由に公民館でできるようになれば、活用の幅が広がる。
- 障がい者が自立できるだけの収入を得る場として、福祉事業所の製品を公民館で販売できないか。また、最近では担い手不足の解消として、障がい者が除草作業、清掃作業、農作業などにも就労している。障がい者が、地域課題や社会課題の解決につながる部分や地域社会と共生する場として、公民館をもっと活用できるといい。
- 有償、無償で切り分けるのではなく、地域住民のニーズを聞き、新たな事業展開、活用を図ることが必要。有償で開催していかないと、行き詰まる活動、事業もあるので、公民館の使い方を今一度整理するべき。誰もが足を運びたくなるような開かれた施設にするため、公民館という名称を変えたほうが良い。
- 今後継続したい社会教育事業を残しつつ、さらに小学生からシニアまでの世代の新たな活動や活躍の一步の場として、営利事業もある程度可能にし、その営利が公的な貢献、地域社会への貢献につながるような枠づけが必要。
- 営利、非営利という基準の見直しをやらなければいけないだろう。公共性や公平性を持っている団体や事業所に限定して窓口を広げていくのであれば、社会教育法からの適用を除外する必要はないのでは。地域ニーズとして新たな活用が求められるのであれば、公民館が事業として起こす話もあってもいいのではないか。
- 施設名称に関して、公民館機能を変えていく上で名前を変えなければいけないとか、公民館の名称が持つイメージがあまりにも強すぎるのであれば、変えた方がいい。今後残すべきものが公民館の名称に合致するものであれば、このままでいいのでは。

- 新たな活用を模索するのは良いことだが、新名称、新施設にしたら新たな活用ができるのか、より良い施設になるのかということを検証する必要がある。より良い施設になるような条件（職員研修の充実など）をつくっていかなければならない。
- 公民館までの距離が地域の高齢者にとってはネックとなっている一方で、地域の自治公民館や地域団体に地域住民のニーズを分散することによって、公民館の負担を減らせるのではないか。
- 実際に公民館をよく利用されている方々と、あまり利用したことがない方々との間のギャップがかなり大きく感じる。あまり利用したことがない方々が、公民館に行くことに対する心理的なバリアをいかに薄めていくかがポイントとなる。
- 社会教育施設という位置づけでなくなったとしても、公民館の利用については、今まで以上に周到的な調整が求められ、公民館単位での自治能力が必要になるだろう。誰もが気軽に利用できることを前提にしても、校区にある施設なので、校区住民の利用を優先せざるを得ない。その方針と個々の公民館の対応について、今後詰めていく必要がある。
- 現行の社会教育法に基づく公民館でできるという考え方。この先、新しい施設（一般行政施設）にして変えていくという考え方の両論がある。仮に公民館ではなく名称を変更して一般行政施設として活用する場合に、現行の社会教育事業機能、そして新たなニーズに対応するような事業をやるために、どのような仕組み、運営体制をつくるのが必要なのかという考え方で継続して議論したい。

○職員体制等について

- 土日や時間外の利用について、どのような管理を行っているのか。当該対応は人件費の範囲で行っているのか。
⇒旧市公民館では住込みの管理人が、合併した町村の公民館はシルバー人材センター等への管理委託で対応をしている。当該対応は人件費ではなく、管理運営費に含まれている。
- 従来、公民館長は地元の名士が務めていたが、現在、公民館長は会計年度任用職員の5時間45分勤務であり、時間的制約が大きい。実務上、公民館長は夜の会議や土日の行事に出席が必要で画一的に勤務時間を決められない部分がある。
- 公民館職員が3名そろうことがあまりなく、地域からの相談を持ち掛けることができなくなっている。公民館長は、平日フルタイム勤務にしてほしい。

- 公民館長といえども職員であれば、労働基準法に則って勤務をしている。公民館の業務を確定して人員計画をしっかりと立てればよい。
- 公民館長に期待するのは公民館長としての専門性。期待される資質は、地域との交渉、いろいろな相談に乗ったりして不満を溶かしながら、上手に地域の中のバランスを取っていくこと。どのような経歴の持ち主が館長になるにせよ、館長としての研修をしっかりとやっていくべき。
- 歳入に対する歳出のボリュームに驚いた。収益性を目指す民間力、地域に合った取組みを進められる公民館職員のマインドセット、仕組みの見直しの必要性を感じた。
- 公的施設として公的財源に基づいて運営しているため収支差について合理的な論拠を求める必要はないという側面がある一方、民間の視点からするとやはり非効率的と映るのではないか。どうやって財政的なバランスを取るのか考えていく必要がある。
- 現行の職員体制は目一杯の状況、土日の行事と夜の会議等の振替で平日に差し障りや障害が出ていると。そういったことも含めて現行の職員体制、マンパワー、数字、それを前提としながら、どうやって体制をより効率化していくのかということも重要なテーマになるかと思う。そういったことも含めた議論を継続して行いたい。

○その他

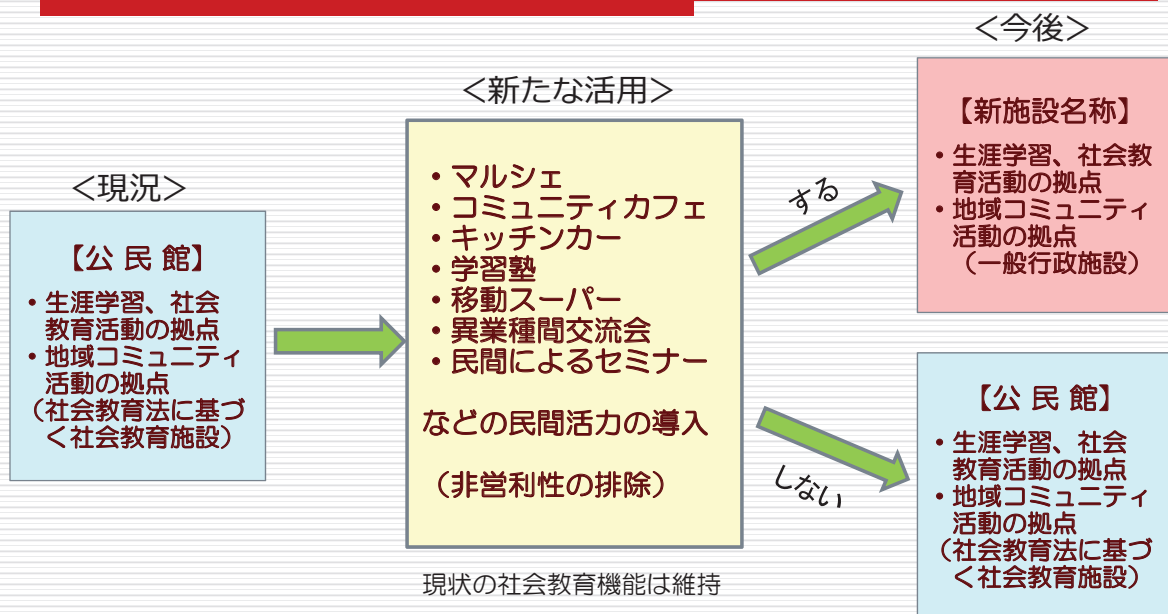
- 今後の公民館のあり方を検討するには、これまでの公民館の歩みを振り返り検証すること、公民館・まち協などの地域団体・行政の3者の関係性の中で議論することが不可欠である。
- 課題が沢山有って今回全部を解決することは不可能。今後、公民館をどのように使いやすく多くの人たちが利用できる環境をつくっていくか、そのために何をしなければいけないのかを検討せざるを得ない。
- 公民館職員が様々な地域活動をすべてサポートし多忙になれば、社会教育事業が回らなくなるという問題がある。今後、社会教育機能をどうやって維持向上させていくのか。
- 公民館という枠の中でどこまでできるかを議論したうえで緩めるところを考えないと、人の育ちがついていかないのでは。
- 多様な意見、多様なニーズを反映したうえで、今後、公民館を運営できるような仕組みをつくるべき。

(2) 今後の公民館のあり方について

【論点整理】

- 少子高齢化、人口減少が進む中、市の推計では、2040年には3人に一人が高齢者となる。
- 今後も、誰もが暮らしやすいと感じる地域にしていくために、公民館は地域コミュニティ活動の拠点としての機能を更に高めることが求められている。地域によってはもっと活動支援を望む声が上がっている。
- これまで公民館が担ってきた社会教育、地域の人材発掘、育成、登用といった人づくりの機能を大事にしながら、10年先、20年先を想定し、これからの公民館は、社会教育事業に加えどういうことに取り組んでいくべきか（備えていくべきか）を検討することが重要。

公民館の位置づけについて

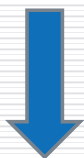


1

I. 社会教育事業の取組みについて

2. 公民館の位置づけが変更された場合 (社会教育法の適用除外)

○これまでの公民館と同様に社会教育機能が担保されれば問題ない。



そのためには

- 新施設の設置条例に社会教育事業の実施を明記する。
- 新施設職員に教育委員会の兼務辞令を発令する。
- 現体制のまま新たな業務が付加されると、相対的に社会教育機能の低下が懸念されるため、人員配置を含めた予算措置の検討。

実施する根拠・場所

実施する職員体制

実施する職員体制

2